

平成14年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	平成14年分所得税の改正事項	1ページ
II	平成14年の改正事項のうち、平成15年分以後の所得税から適用される主なもの	7ページ
III	平成13年の改正事項のうち、平成14年分の所得税から適用される主なもの	8ページ
○	この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
	所法	所得税法
	所令	所得税法施行令
	措法	租税特別措置法
	平4改正法附則	平成4年法律第14号附則
	震災税特法	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

- この説明書は、平成14年5月1日現在の平成14年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。
- インターネットの国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税に関する情報やタックスアンサー【<http://www.taxanser.nta.go.jp>】に関する情報等を提供しています。
- タックスアンサーは税金に関する疑問について、コンピュータが電話音声・ファクシミリ・インターネットでお答えしますのでご利用ください。電話音声・ファクシミリのタックスアンサーをご利用の際に必要な「タックスアンサーコード表」は、税務署や市区町村の窓口を用意してあります。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(所得税担当)におたずねください。

I 平成14年分所得税の改正事項

1 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度

商法の一部改正（平成13年11月28日公布、平成14年4月1日施行）による新株予約権制度の導入に伴い、特定の取締役等が受ける新株引受権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度（措法29の2）が、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度（以下「ストック・オプション税制」といいます。）に改められた上、次の見直しが行われました。

(1) スtock・オプション税制（措法29の2）

イ 適用対象者の範囲の拡大

適用対象者の範囲に、新株予約権の付与決議のあった株式会社が発行済株式（議決権のあるものに限ります。）又は出資の総数の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限るものとし、出資を含みます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人の取締役又は使用人である個人（当該付与決議のあった株式会社の大口株主及びその特別関係者を除きます。）等（以下「取締役等」といいます。）が加えられました。

ロ 権利行使価額の限度額の引上げ

その年における新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（以下「新株予約権等」といいます。）の行使に係る権利行使価額の年間限度額が1,200万円（これまでは1,000万円）に引き上げられました。

ハ スtock・オプション付与契約の要件の追加

新株予約権等の付与決議に基づき当該株式会社と取締役等との間に締結された付与契約の要件の一部が次のように改められました。

- ① 新株予約権等の権利行使は、当該付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までに行わなければならないこと

- ② 新株予約権等の権利行使価額の年間の合計額が1,200万円（これまでは1,000万円）を超えないこと
- ③ 新株予約権については、譲渡をしてはならないこと

(2) 新株予約権の権利行使に係る調書制度の創設（所法228の2）

個人又は法人に対して有利発行の特別決議に基づき新株予約権の発行（無償によるもの等に限ります。）をした株式会社は、当該個人又は法人からの当該新株予約権の行使（ストック・オプション税制の適用を受けるものを除きます。）があった場合には、当該個人又は法人ごとに、

- ① その者の氏名（名称）及び住所
- ② その新株予約権を行使した年月日
- ③ その新株予約権の有利発行の特別決議のあった年月日
- ④ その新株予約権の行使に係る株式の種類及び数量
- ⑤ その新株予約権の発行価額及びその行使に係る権利行使価額
- ⑥ 権利行使日のその株式会社の1株当たりの株式の価額等
- ⑦ その他参考となるべき事項

を記載した調書を、その新株予約権の行使をした日の属する年の翌年1月31日までに、当該株式会社の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

これらの改正は、平成14年分以後の所得税について適用されます。

なお、平成14年4月1日前に締結された改正前の要件を満たす付与契約については、改正後の要件が定められた付与契約とみなされ、また、その付与契約について、同日から同年9月30日までの間に契約の変更をして、上記(1)ハ②の要件を定めた場合には、その付与契約は改正後の要件が定められた付与契約とみなされます。

2 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正（措法41）

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる増改築等の範囲に、家屋について行う建築基準法施行令の構造強度等に関する規定又は地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕又は模様替えが加えられました。

この改正は、増改築等をした居住用家屋を平成14年4月1日以後に自己の居住の用に供した場合に適用されます。

3 青色申告特別控除等に関する経過措置の改正（平4改正法附則7）

簡易な簿記の方法により記帳している納税者（現金主義によることを選択している人を除きます。）が、所定の帳簿書類その他の書類に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付することにより最高45万円の青色申告特別控除の適用を受けることができることとする経過措置の適用期限が平成17年分まで3年延長されました。

4 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法10の3）が、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。

5 優良賃貸住宅等の割増償却（措法14）について、割増償却率が、耐用年数35年以上のものにあつては40%（これまでは44%）に、耐用年数35年未満のものにあつては30%（これまでは32%）に引き下げられるとともに、都心共同住宅に係る措置の適用対象から高度利用地区の区域及び再開発地区計画の区域内の建築物が除外された上、適用期限が2年延長されました。

この改正は、平成14年4月1日以後に取得等するものから適用されます。

6 製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の6）が、廃止されました。

7 オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等の非課税（措法41の8）について、国立ハンセン病療養所等を退所した者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される退所者給与金が加えられました。

8 その他の主な改正事項

<事業所得等関係>

（減価償却等関係）

- (1) **エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除**（措法10の2）について、適用対象となるエネルギー需給構造改革推進設備が見直されるとともに、一定の設備に係る基準取得価額が取得価額の50%相当額（これまでは75%相当額）に引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。
- (2) 沖縄振興特別措置法が制定されたことに伴い、次の制度が創設されました。
 - イ **沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除**（措法10の5）

青色申告者で、経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者が、平成14年4月1日から平成19年3月31日までの期間内に取得する経営革新設備等について、取得価額の34%相当額（建物等については、取得価額の20%相当額）の特別償却と、取得価額の15%相当額（建物等については、取得価額の8%相当額）の所得税額の特別控除（所得税額の20%相当額を限度とします。）の（一定の要件を満たすリース資産（機械装置及び器具備品に限ります。）についても、特別控除を適用）いずれか有利な方法を選択できる制度が創設されました。
 - ロ **経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却**（措法13の2）

青色申告者で、経営基盤強化計画を実施する沖縄の指定中小企業者が有する機械装置及び建物等について、普通償却限度額の27%相当額の割増償却を認める措置が創設されました。
- (3) **中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除**（措法10の6（旧措法10の7））について、適用対象となる特定機械装置等の取得価額要件が160万円以上（これまでは230万円以上）に、リース費用の総額要件が210万円以上（これまでは300万円以上）にそれぞれ引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。
- (4) **特定設備等の特別償却**（措法11）について、次の改正が行われました。
 - イ 公害防止用設備の特別償却について、次の見直しがされた上、適用期限が1年又は2年延長されました。
 - ① 一般公害防止用設備の構築物に係る特別償却率が12%（これまでは16%）に引き下げられました。
 - ② 脱特定物質対応型設備に係る取得価額要件が230万円以上（これまでは200万円以上）に引き上げられました。
 - ロ 再生資源分別回収設備の特別償却が、廃止されました。
 - ハ 電線類地中化設備の特別償却について、対象設備の範囲の見直しがされました。
 - ニ 船舶等の特別償却について、船員訓練設備に係る特別償却率が10%（これまでは16%）に引き下げられました。
- (5) **地震防災対策用資産の特別償却**（措法11の2）について、特別償却率が9%（これまでは10%）に引き下げられました。
- (6) **事業革新設備等の特別償却**（措法11の3）について、次の改正が行われました。
 - イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、適用対象となる事業革新設備の見直しが行われました。
 - ロ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置について、特別償却率が機械装置にあっては12%（これまでは14%）に、建物等にあっては6%（これまでは7%）にそれぞれ引き下げ

られた上、適用期限が延長されました。

- (7) **特定余暇利用施設の特別償却**（措法11の4）について、基本構想の変更同意期限が2年延長されました。
- (8) **特定電気通信設備等の特別償却**（措法11の5）について、次の改正が行われました。
- イ 電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、加入者系光ファイバケーブルに係る特別償却率が6%（これまでは7%）に引き下げられました。
 - ロ 不正アクセス対策用設備に係る特別償却について、ファイアウォール装置に係る特別償却率が15%（これまでは20%）に引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。
- (9) **商業施設等の特別償却**（措法11の6）について、中心市街地整備改善促進法に係る特別償却の適用期限が2年延長されました。
- (10) **再商品化設備等の特別償却**（措法11の7）について、次の見直しがされた上、適用期限が2年延長されるとともに、再商品化設備及び特定再生資源利用製品製造設備に係る特別償却率が23%（これまでは25%）に引き下げられました。
- イ 次の設備が適用対象となる再商品化設備等に加えられました。
 - ① 建設混合廃棄物選別設備のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の前処理として使用されるもの（この設備の特別償却率は14%）
 - ② 廃木材乾燥熱圧装置、食品循環資源油脂化施設及び食品循環資源メタン化設備
 - ロ ペットボトルリサイクル設備、建設廃棄物再生処理装置（破碎装置、加熱混合装置）及び生ゴミ処理機が適用対象となる再商品化設備等から除外されました。
 - ハ 再生紙製造設備に係る基準取得価額が取得価額の50%相当額（これまでは75%相当額）に引き下げられました。
- (11) **特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却**（措法11の8）について、機械装置に係る特別償却率が20%（これまでは22%）に引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。
- (12) **低開発地域等における工業用機械等の特別償却**（措法12）が、**特定地域における工業用機械等の特別償却**に改められた上、次の見直しが行われました。
- イ 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却及び沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別税額控除又は特別償却が、廃止されました。
 - ロ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却について、機械装置に係る特別償却率が9%（これまでは10%）に引き下げられるとともに、対象資産の取得価額要件が2,800万円超（これまでは2,500万円超）に引き上げられた上、適用期限が2年延長されました。
 - ハ 沖縄振興特別措置法の制定に伴い、沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別償却について、同法の産業高度化地域において認めることとされました。
 - ニ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を新增設した場合の特別償却及び沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却について、その適用地区が沖縄振興特別措置法の地域又は離島に改められた上、適用期限が5年延長されました。
- (13) **中小企業者の機械等の特別償却**（措法12の2）について、医療用機器等の特別償却の対象となる一般の医療用機器に係る取得価額要件が500万円以上（これまでは400万円以上）に引き上げられました。
- (14) **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等**（措法13）について、障害者対応設備等の割増償却の適用期限が2年延長されました。
- (15) **経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却**（措法13の2）のうち中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却が、**漁業経営改善計画を実施する個人が取得する漁船の割増償却**（措法13の4）に改組され、割増償却率が14%（これまでは16%）に引き下げられました。

- (16) 農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却（措法13の3）について、林業共同改善計画に係る措置の割増償却率が12%（これまでは14%）に引き下げられた上、林業経営改善計画に係る措置及び林業共同改善計画に係る措置の適用期限が2年延長されました。
- (17) 特定再開発建築物等の割増償却（措法14の2）について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物の範囲に一定の増改築等に係るものが加えられた上、割増償却率が10%（これまでは12%）に引き下げられました。
- (18) 倉庫用建物等の割増償却（措法15）について、割増償却率が12%（これまでは16%）に引き下げられるとともに、対象となる倉庫用の建物等の要件の見直しが行われた上、適用期限が2年延長されました。
- (19) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却（措法18）について、適用対象に沖縄振興特別措置法の経営革新計画の承認を受けた沖縄の組合等が構成員に賦課する負担金が増えられました。
- (20) 被災代替資産等の特別償却（震災税特法10）について、適用期限が3年延長されました。

（準備金関係）

- (1) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法20の3）について、適用期限が2年延長されました。
- (2) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金（措法20の5）について、適用期限が2年延長されました。
- (3) 日本国際博覧会出展準備金（措法20の7）が、創設されました。
青色申告者で、2005年日本国際博覧会の主催団体等との間で出展参加契約を締結した個人が、平成14年から平成17年の各年において、一定の出展費用等の額を積み立てた場合には、その出展参加契約に基づき算出される一定額を限度として必要経費に算入することが認められました。

（その他）

- ・ 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除（措法10②）について、特別税額控除割合の上乗せ措置の適用期限が1年延長されました。

<譲渡所得関係>

- (1) 長期譲渡所得の課税の特例（措法31）について、平成15年12月31日までその適用が停止されている土地・建物等に係る課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の30%の税率が廃止されるとともに、当該部分の税率が25%とされました。
- (2) 都市再開発法等の一部を改正する法律（平成14年法律第11号）により、市街地再開発事業の施行主体に再開発会社が追加されたことに伴い、次について所要の改正が行われました。
 - イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）
 - ロ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）
 - ハ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（措法34の2）
- (3) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第 号（平成14年5月1日現在、公布されていません。))の施行に伴い、次について所要の改正が行われました。
 - イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）
 - ロ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）
 - ハ 収用交換等により取得した代替資産等の取得価額の計算（措法33の6）
 - ニ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（措法34の2）
- (4) 収用交換等の場合の5,000万円特別控除（措法33の4）について、収用交換等による資産の譲渡が、公共事業施行者から当該資産につき最初の買取り等の申出のあった日から6月を経過した日以後に行われ

ている場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が当該申出のあった日から6月を経過した日までになされているときは、5,000万円特別控除の適用を認めることとされました。

- (5) 土地収用法における収用適格事業の見直しに伴い、**特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除**（措法34の2）について、所要の改正が行われました。
- (6) 沖縄振興開発特別措置法が廃止されたことに伴い、**農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除**（措法34の3）について、所要の改正が行われました。
- (7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の9の2）について、適用期限が3年延長されました。
- (8) 国等に対して**重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例**（措法40の2）について、適用期限が5年延長されました。
- (9) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る**特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例**（震災税特法14）について、適用期限が3年延長されました。

<その他>

- (1) **国庫補助金等の総収入金額不算入**（所法42、所令89）について、対象となる国庫補助金等の範囲に、次のイ及びロの助成金が加えられるとともに、ハの補助金が除かれました。
 - イ 産業技術力強化法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で高効率次世代半導体製造システム技術開発補助事業等に係るもの
 - ロ 農畜産業振興事業団法附則第11条第1項の砂糖生産振興資金を活用して行う事業に基づく農畜産業振興事業団の助成金
 - ハ 石炭鉱業構造調整臨時措置法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の坑内骨格構造整備拡充補助金
- (2) **寄付金控除**（所法78、所令217）の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次に掲げる法人が加えられました。
 - イ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人
 - ロ 障害者のスポーツ活動の総合的な普及振興及び障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業を行う他の団体に対する支援を主たる目的とする民法法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- (3) **外国税額控除**（所法95、所令221）について、外国所得税が控除対象とされない通常行われない取引の範囲に、債権譲渡を利用した租税回避取引を加える等所要の整備が行われました。
- (4) **国内源泉所得**（所法161、所令288）について、平成14年4月1日以後に匿名組合契約に基づいて支払いを受ける利益の分配における匿名組合契約の範囲について、国内の事業者が10人未満の匿名組合員と匿名組合契約を締結するものが加えられ、それに基づく利益の分配は源泉徴収の対象とされました。
- (5) **一括登録国債の利子の課税の特例**（措法5の2）について、国外で多数の者を相手方として募集された外国投資信託で証券投資信託に類するもの（国内で募集されたものを除きます。）の受託者が支払を受ける一括登録国債の利子が一定の要件の下で、非課税の対象に加えられました。
- (6) **民間国外債等の利子の課税の特例**（措法6）について、適用期限が2年延長されました。
- (7) **民間国外債等の発行差金の非課税**（措法41の13）について、適用期限が2年延長されました。
- (8) **配当控除の特例**（措法9）について、信託財産が一定の外国株価指数に採用されている銘柄の外国法人の株式に投資を行う特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等については、配当控除が適用されないこととされました。

- (9) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例（措法9の4）について、適用期限が3年延長されました。
- (10) 森林法の改正により、森林施業計画制度の見直しが行われたことに伴い、山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の2）について、所要の改正が行われました。
- (11) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）について長期所有上場特定株式等の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例について、適用対象となる長期所有上場特定株式等の範囲に、次の株式等が加えられました。
- イ 証券取引所に上場されている不動産投資法人の投資口（いわゆる上場不動産投信、J-R E I T）
ロ 証券取引所に上場されている未公開株式等投資法人の投資口（いわゆるベンチャーファンド）
- (12) 公社債等の譲渡等による所得の課税の特例（措法37の15）について、特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する株式との交換をした場合の当該特定株式投資信託の受益証券の譲渡による課税の特例が廃止されました。
- (13) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例（措法29）について、適用期限が2年延長されました。
- (14) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（震災税特法16）について、適用期限が3年延長されました。

II 平成14年の改正事項のうち、平成15年分以後の所得税から適用される主なもの

1 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の創設（措法37の11の3、37の11の4、37の11の5）

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、証券業者に一定の要件を満たす特定口座（一の証券業者につき一口座に限ります。）を設定し、その特定口座を通じて取得等をした上場株式等でその特定口座に上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされているもの（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を譲渡（信用取引に係る上場株式等の譲渡を含みます。以下同じです。）した場合には、他の株式等の譲渡による所得と区分して所得の金額の計算を行うこととされました。

また、特定口座を設定した証券業者に対し、特定口座源泉徴収選択届出書の提出した特定口座（以下「選択口座」といいます。）を有する居住者等は、その提出に係る年分の所得税については、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算上、その年中にした選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の金額及び損失の金額を除外して、その年分の確定申告を行うことができることとされました。

これらの改正は、平成15年1月1日以後に設定される特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます。

(注) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度（旧措法37の11）は、平成14年12月31日をもって廃止されます。

2 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税（所法9の2）、老人等の少額預金の利子所得等の非課税（所法10）及び老人等の少額公債の利子の非課税（措法4）（以下「老人等の少額貯蓄非課税制度」といいます。）については、同制度の適用対象者とされている身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等（以下「障害者等」といいます。）を適用対象者とした上、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税（所法9の2）、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所法10）及び障害者等の少額公債の利子の非課税（措法4）（以下「障害者等の少額貯蓄非課税制度」といいます。）に改組されました。

この改正は、平成18年1月1日以後に障害者等が支払いを受けるべき利子等について適用されます。

なお、年齢65歳以上の人（障害者等に該当する者を除きます。）の有する改正前の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用対象とされていた預貯金等については、平成18年1月1日以後に支払を受けるべき利子等のうちに当該利子等の計算期間の初日から平成17年12月31日までの期間に対応する部分の金額については、従来どおり非課税とされます。

また、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用については、①老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度にあっては、同制度の適用対象者（障害者等に該当する者を除きます。）のうち平成15年1月1日において非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金を有していない人は、郵便貯金の預入の際に非課税郵便貯金申込書を、②老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度にあっては、これらの制度の適用対象者（障害者等に該当する者を除きます。）は、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書（非課税貯蓄限度額変更申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書を含みます。）を、それぞれ提出できないこととされました。

3 プログラム等準備金（措法20の2）について、次の見直しが行われました。

なお、この改正は、平成15年分以後の所得税について適用されます。

イ 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用の積立てについて、積立率が10%（改正前13%）に引き下げられるとともに、積立限度額が年5億円（改正前6億5,000万円）に引き下げられました。

ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用の積立てについて、積立率が、収入金額100億円以下の部分にあっては20%（改正前23%）に、収入金額100億円超の部分にあっては10%（改正前15%）にそれぞれ引き下げられました。

ハ 情報処理システムの企画等の役務の開発に要する費用に係る積立率が7%（改正前9%）に引き下げられました。

ニ データベースの構成に要する費用に係る積立率が収入金額100億円超の部分にあっては、6%（改正前8%）に引き下げられました。

III 平成13年の改正事項のうち、平成14年分の所得税から適用される主なもの

1 プログラム等準備金（措法20の2）について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立限度額が6億5千万円以下とされるとともに、データベースの構成に要する費用に係る積立率が8%（改正前9%）に引き下げられました。

2 技術等海外取引に係る所得の特別控除の特例（措法21）について、所得金額基準が事業所得金額の15%（改正前20%）に引き下げられました。

3 配当控除の特例（措法9）について、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する配当控除について、信託財産への株式組入割合の区分に応じた配当控除割合を適用するなどの改正が行われました。

4 貸倒引当金制度の改正（所法52、所令144、145）

貸倒引当金制度について、この計算の基礎となる貸金等の範囲のうち、個別評価貸金等の対象となる貸金等の範囲に、個別の債権ごとではなく、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等に係る債務者に対する他の貸金等を含むこととされ（債務者ごとに判定します。）、その個別評価貸金等に係る債務者ごとに必要経費算入額を計算するなど個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額等の計算方法の整備が行われました。

5 外国税額控除の改正（所法95、所令221）

外国税額控除について、外国又はその地方公共団体により課される税のうち、外国所得税に含まれないものの範囲が改正されました。